

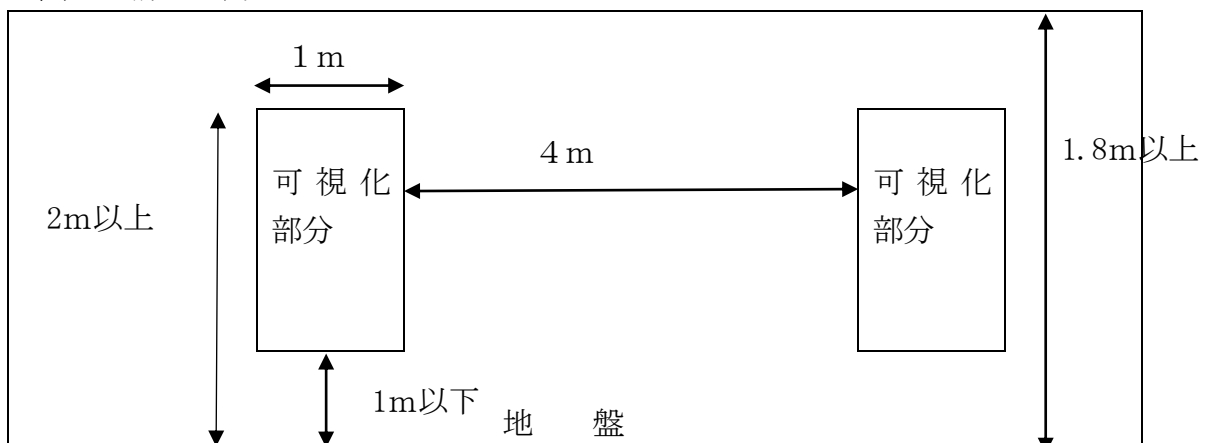
屋外保管事業場の構造に関する基準

1 囲いの設置

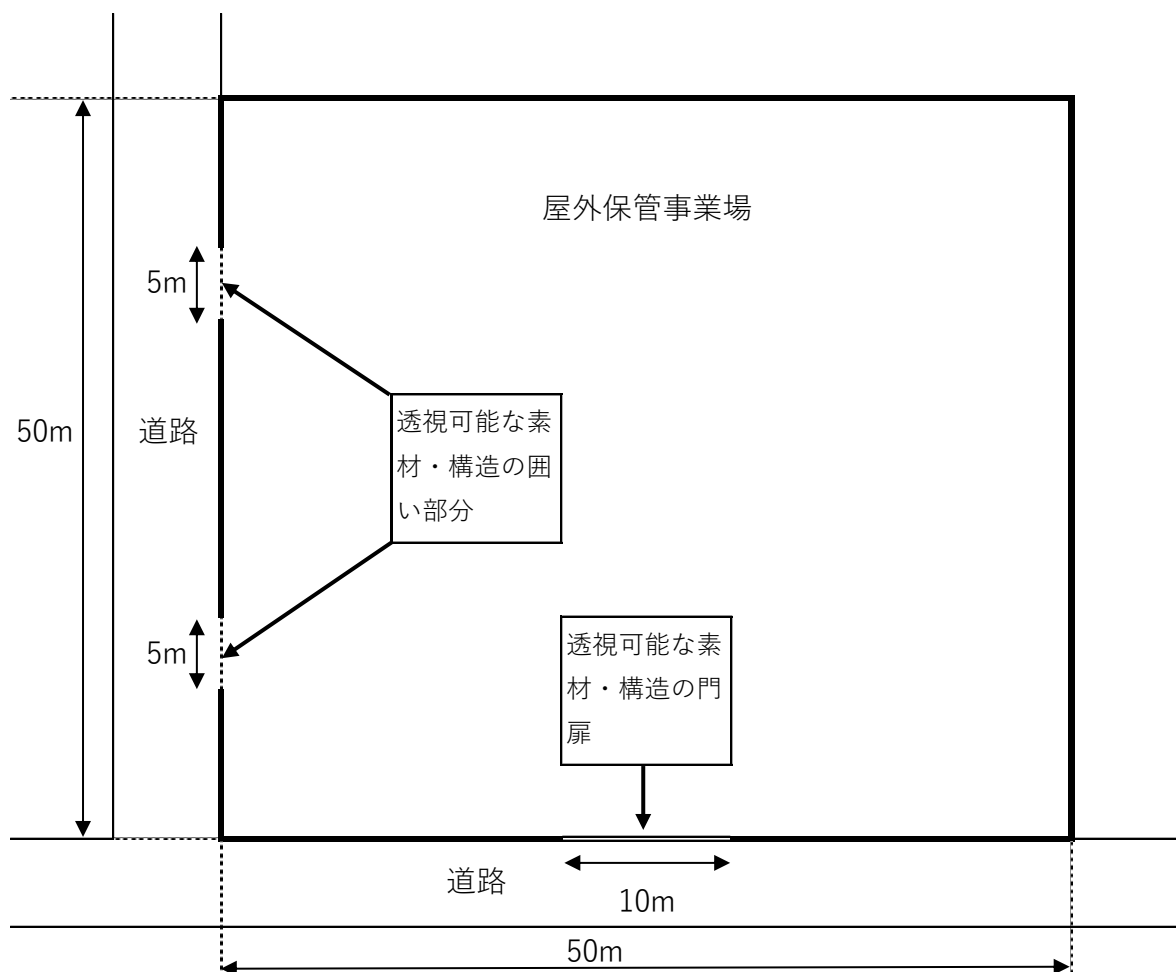
条例第5条第1項第1号アに定める囲いの構造は、次のとおりとする。

- (1) 囲いは、原則として、屋外保管事業場の全周囲に設け、みだりに人が屋外保管事業場に立ち入るのを防止することができること。
- (2) 囲いの高さは、地盤面から1.8メートル以上とすること。
- (3) 囲いは、風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。
- (4) 道路等の外部から屋外保管事業場内の作業及び保管の状況が確認できるようにするため、道路等に面する側に、道路等に面する側の囲い（門扉を含む）の総延長の20％程度について、見通すことができる素材又は構造の部分（以下「可視化部分」）を適切に配置すること。
- (5) 可視化部分は、道路等の外部から内部を見通すことができる位置に、次の素材の部分又は構造を適切に配置すること。
 - ア 一定間隔ごとにパンチング・スリット等が入った内部が確認できる素材又は構造
 - イ 網状、格子状等のフェンス
 - ウ 透明なアクリル板
 - エ ア～ウと同等の効果のある素材又は構造
- (6) 可視化部分を新設する場合は、原則として、1つの可視化部分は幅が50センチメートル以上、高さが地盤面から1メートルから2メートルの範囲以上の大きさとする。
- (7) 門扉は、(1) から (3) の構造を有し、施錠できるものであること。
- (8) 門扉は、(5) 及び (6) の構造を有することにより、(4) に規定する「見通すことができる素材又は構造の部分」に含めることができる。

< 囲いの構造の例1 >



< 囲いの構造の例 2 >



2 屋外保管事業場の表示

条例第5条第1項第1号イ及び規則第3条に定める掲示板は、次のとおりとする。

- (1) 入口付近の見やすい箇所に、下記表示様式により、許可屋外保管事業場であることを表示する立札等を設けること。
- (2) 表示位置は、原則として門扉の付近とする。
- (3) 既存屋外事業場届出書によりみなし許可を受けた者は、許可年月日及び許可番号の代わりに届出受理年月日及び受理番号を記載すること。
- (4) 保管再生資源物は保管する再生資源物の全てを記載し、最高保管高さはそのうちの最高の保管高さを記載すること。
- (5) 管理者の氏名及び電話番号（連絡先）は当該屋外保管事業場の運営管理責任者及びその者に直接連絡できる宛先であること。

＜屋外保管事業場の表示様式＞

再生資源物の屋外保管事業場	
許可年月日 許可番号	令和○年○月○日 茨城県知事 許可(受理)第○○号
保管再生資源物 最高保管高さ	○○、○○、○○ ○メートル
管理者	株式会社○○○○○○○ ○○ ○○ (氏名) 電話○○○○○○○○○○○○○○

60cm 以上

60cm 以上

3 飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の防止

条例第5条第1項第2号及び規則第5条に定める再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水の飛散防止等のための措置について、次のとおり定める。

- (1) 屋外保管事業場から再生資源物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように保管する再生資源物の性質に応じて必要な設備が設けられていること。
- (2) 汚水が生ずる恐れがある場合には、地下浸透を防止するため、底面をコンクリートやアスファルト等の不浸透性の材料で舗装すること。
- (3) 屋外保管事業場から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上支障がないものとするために、油分離装置その他必要な排水処理装置を設置すること。
- (4) 屋外保管事業場から排水を公共用水域に放流する場合は、その水質を水質汚濁防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）等に定める水質基準に適合させることができるものであること。
- (5) 屋外保管に係る悪臭については、悪臭防止法及び生活環境保全条例等の規制基準以下となるよう、必要に応じ適切な脱臭設備を設置すること。
- (6) 屋外保管に係る粉じんについては、大気汚染防止法及び生活環境保全条例等の基準規制値以下となるよう、必要に応じ適切な防じん設備を設置すること。

4 騒音及び振動の防止

条例第5条第1項第3号に定める騒音及び振動防止のための措置について、次のとおり定める。

- (1) 屋外保管に際しては、著しい騒音及び振動を発生させ周囲の生活環境を損なわない機材を使用すること。
- (2) 屋外保管に係る騒音及び振動については、騒音規制法及び振動規制法並びに生活環境保全条例等の基準規制値以下となるよう、必要に応じ適切な防音及び振動防止設備

を設置すること。

5 防火設備等

条例第5条第1項第4号及び規則第6条に定める火災の発生又は延焼防止のための措置について、次のとおり定める。

- (1) 可燃性の再生資源物を保管する場合は、火災の発生や延焼を防止する措置を講じるものとし、必要に応じ、火災報知器、消火器その他の消火設備を設置すること。
- (2) リチウム電池等の自然に発火する可能性のある再生資源物は、防災性のある容器に保管すること。

6 搬入道路

- (1) 既存の道路を搬入道路として使用する場合は、大型車両等の通行に支障が生じないよう、必要に応じ道路の拡幅又は待避所等の設置を行うこと。
- (2) 搬入道路を新設する場合は、原則として、幅員6.0メートル以上とし、コンクリート又はアスファルトにより舗装し、必要に応じ排水溝等を設けること。